

サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の流れ

① サービス等の利用申請

【申請者→市】

障害福祉サービス等の利用希望者（以下、「申請者」とする。）は、障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用申請書をお住まいの地域の高齢・障害者相談課、又は福祉相談センター（以下、「市」とする。）に提出します

② 相談支援事業者と契約

【申請者→相談支援事業者】

申請者は、「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」（以下、「相談支援事業者」とする。）に「サービス等利用計画案」又は「障害児支援利用計画案」（以下、「利用計画案」とする。）の作成を依頼し、契約を行います。

③ 障害支援区分の認定調査

【市高齢・障害者支援課→申請者】

市高齢・障害者支援課の調査員が申請者のご自宅等を訪問し、障害支援区分の認定のための聴き取り調査を行います。（対象となる方のみ）

④ 利用計画案の作成

【相談支援事業者→申請者】

相談支援事業者は、利用計画案の作成し、申請者に交付します。
（障害支援区分の認定調査と並行して進めます。）

⑤ 利用計画案の提出

【申請者→市】

申請者は相談支援事業者が作成した利用計画案を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付支給申請書」と一緒に市に提出します。本人や家族、支援者等が作成した計画案（セルフプラン）を提出していただくことも可能です。

⑥ サービス等の支給決定

【市→申請者】

市は、担当のケースワーカーがお伺いした内容や、提出いただいた利用計画案等に基づいて、障害福祉サービス等の支給を決定します。その結果について、「支給決定通知書」と「障害福祉サービス受給者証」等を郵送でお送りします。

⑦ 利用計画の作成

【相談支援事業者→サービス提供事業者】

相談支援事業者は支給決定を踏まえ、障害福祉サービス等を提供する事業者（以下、「サービス提供事業者」とする。）などの関係者を集め、サービス担当者会議を開催し、案のとれた「サービス等利用計画」又は「障害児支援利用計画」を作成し、申請者や市、サービス提供事業者に提出します。

⑧ サービス利用開始

【申請者→サービス提供事業者】

申請者は、「障害福祉サービス受給者証」等をサービス提供事業者に提示し、契約を行ってください。契約が済みましたら、障害福祉サービス等をご利用いただけます。

⑨ モニタリング

【相談支援事業者→申請者】

相談支援事業者は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、申請者の自宅等を訪問し、サービスの利用状況等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。モニタリングの結果、新たなサービスの利用が必要な場合には、申請者に対し、サービスの利用申請を勧奨します。